

放課後児童対策事業における、特別警報・暴風警報発令時の対応について

(1) 学校の休校が決定した場合

⇒ 学校の休校に伴い、ルームは「休室」となります。

(2) 学校授業中に特別警報・暴風警報が発令された場合

⇒ 学校の管理のもと、一斉下校等措置を行います。ルームは「休室」となります。

(3) ルーム開室中に特別警報・暴風警報が発令された場合

⇒ ルームの管理のもと待機となり、ルームより保護者にお迎えを要請します。

(4) 特別警報・暴風警報が発令されていない場合

⇒ 通常通りの時間に「開室」し、児童を受け入れます。

(学校が一斉下校等を行っても、特別警報・暴風警報が発令されていない限り児童を受け入れます。
開室までは学校の管理のもとに待機。)

(5) 土曜日・長期休業中の場合

⇒ 午前7時までに特別警報・暴風警報が解除されていない場合、ルームは「休室」します。

(午前7時以降に解除されても開室いたしません。)